---官営鉄道労資関係の史的構造---

西 成 田 豊

はじめに

周知のように、明治維新によって日本は世界市場に強制的に編入され、独立の命運を賭けて「上からの資本主義化」を押し進めたが、それは高度の有機的構成をもつ近代的資本制的産業の移植・導入を基軸にして展開された。そしてこの近代的資本制的産業が、農民からの苛酷な租税収奪を基本財源とし、国家資本に担われることによって強力的に創出されたことも日本型原始的蓄積の特質としてつとに指摘されてきたところである。しかし、こうした近代的資本制的産業の国家による強権的な移植・創出が労資関係なり賃労働の編成にどのような特質を付与したかという点になると、これまでの研究はこの問題を自覚的にとりあげ、十全に解明してきたとは言いがたい。しかしもちろん、この点についての言及がなかったわけではない。やや大担に整理すれば、以下のような3つの見解を指摘することができるであろう。

第1,労働力吸収矮小=農民層分解不徹底説. 有機的構成の高い資本制的産業の移植・導入は企業の労働力吸収を矮小な規模におしとどめ,土地から切り離され半プロレタリア化した農民を小作農として農村に滞留せし

めることとなったという,楫西光速・大内力らの主張がこれである。ここでは労働力吸収の量的規模のみが農民層分解の構造との関連で説かれており,そもそも企業に吸収された労働力がどのような労資関係のもとに編成・定置されたかを解明しようとする視点はみられない。

第2, 隷奴的・前期的プロレタリア創出説. この見解を最初にもっとも 鮮明なかたちで提起したのは山田盛太郎である. すなわち山田は, その著 書『日本資本主義分析』において,「軍事機構=鍵鑰産業」の創出が低廉 労働力群の隷奴的労役(囚人労働, 監獄部屋)を基礎として遂行され, そ の労役形態がさらに当該部門の体制的基礎として存続するという関係を次 のようにのべている.

「軍事機構=鍵鑰産業創出のためにする労役の諸形態. 囚人労働. 監獄部屋. 軍事機構=鍵鑰産業なるものの創出は, 啻に, 直接的なる収用, 褫収を土台として, でのみならず, 更に, 厖大なる低廉労働力群を一挙に強力的に創設する必要上での〔頑強, 強靱なる「鍵鑰」労働力の形態の外〕隷奴的形態における労役を基礎として, これに立脚して, 遂行せられた所である」「この労役制置形態(囚人労働, 監獄部屋〈納屋制度=友子同盟=人夫部屋〉——引用者注)なるものは, 啻に, 軍事機構=鍵鑰産業創出の場合の基礎として, その歴史的起点を特徴づけてゐるのみに止まらず, 更に亦た, 軍事機構=鍵鑰産業の体制それ自体の基礎として, その構造的基調として, 謂はば範疇的基準として, 存続=強化=普遍化してきてゐる」

近代的資本制的産業の強力的な移植・創出が隷奴的・前期的プロレタリアの創出をうながしたとする認識は、隅谷三喜男の研究にも、渡部徹の研究にも、そして比較的最近では海野福寿の研究にもみとめられるところである。すなわち渡部徹は、農民の生産手段からの決定的分離の不十分さによる可動性ある労働力の不足が、「飯場制度」や「監獄部屋」や「請負人

制度」などの経済外的な労働力確保形態を生み出したと論じた。また海野福寿は、日本の原始的蓄積過程における一般的社会的生産手段の国家的集中に対応して、半プロレタリア、前期プロレタリアを主力とする膨大な「労働者」群が国家資本のもとに抱摂されたとし、さきの「労働力吸収矮小」説を批判した。

以上の隷奴的・前期的プロレタリア創出説はことの一面を正しく把握したものといってよい. しかし、後進国日本の近代化が生みだした労働者内部の特有の差別構造――その内容は本論で詳しく論ずるが、結論を先取りして言えば、近代と前近代のプロレタリアの二重構造――を射程に収めていない点で、問題を十全に解明したものとは言いがたい.

第3, 等級別賃金体系成立説. 明治前期の近代化過程における賃金体系 を等級別賃金体系と規定し、この時期の労働者の位階的階層構成を重視す る,昭和同人会,藤田若雄、田辺勝屯らの見解がこれである。この等級別 賃金体系(労働者の位階的階層構成)については、これを「技倆等級的能 力給」と規定する昭和同人会の見解と、「年功的労使関係」の構成要因と みる藤田若雄の見解とがある。また等級別賃金体系の成立要因についても、 封建社会の武士、職人の伝統的な俸禄・賃金秩序や西洋の熟練職級別賃金 表の影響を重視する昭和同人会の見解と,先進諸国からの機械・技術の導 入にもとづく熟練・技能の養成のあり方にその要因をもとめる田辺勝也の 見解とが対立している。これらの論点についての筆者の見解は本論でのべ る.しかしそれはともかく、ここで注目すべきは、この等級別賃金体系成 立説においても,明治前期の「熟練工といえども普通職工の賃金は、妻の 内職など多就業によって辛うじて一家の生計をたてていた都市貧民層の所 得水準と本質的に異なるところはなかった」とされている点である。等級 別賃金体系に編成されている労働者も都市貧民=前期的プロレタリアと本 質的に異なるところはないとされている点で、第3説の一部の論者も第2

説と同じような歴史認識を有しているのである.

本稿は以上のような問題意識と研究史の現状をふまえ、明治初期から日 清戦争にいたるまでの日本の近代化過程における労資関係の特質を官営鉄 道を対象に解明しようとするものである。官営鉄道を対象にとりあげたの は、ほかでもなく、それが日本近代化の象徴として明治国家によって強力 的に移植・創出されたからであり、かつまた、当該期の長崎造船所や横須 賀海軍工廠の研究とくらべれば、官営鉄道の研究はほとんど未開拓の分野 に属していると考えられるからである。

- (1) 構西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の成立Ⅱ』東京大学 出版会,1956年,470~471頁,大内力『日本経済論』上,東京大学出版 会,1962年,131~132頁.
- (2) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店, 1934年, 83頁.
- (3) 同上書, 89~90 頁.
- (4) 隅谷三喜男『日本賃労働史論』東京大学出版会, 1955年, 123頁.
- (5) 渡部徹「明治前期の労働力市場形成をめぐって」(明治史料研究連絡会編 『明治前期の労働問題』御茶の水書房, 1960 年, 所収).
- (6) 海野福寿「原蓄論」(石井寛治・海野福寿・中村政則編『近代日本経済史を学ぶ』上,有斐閣,1977年,所収).
- (7) 昭和同人会編『わが国賃金構造の史的考察』至誠堂, 1960 年, 第2部第 1章.
- (8) 藤田若雄『日本労働協約論』東京大学出版会, 1961 年, 第1篇第1章.
- (9) 田辺勝也「明治期における労働市場の形成と展開――機械工業労働市場を中心に――」(川合一郎他編『講座日本資本主義発達史論 I 』日本評論社, 1968 年, 所収).
- (10) 田辺, 前掲論文, 298 頁.
- (11) 中西洋『日本近代化の基礎過程——長崎造船所 とその労資関係: 1855~ 1900 年』上・中,東京大学出版会,1982,83 年,横須賀海軍工廠については,田辺,前掲論文.

I 官営鉄道労働者の社会的形成

まず最初に、官営鉄道の労働者数を概観しておこう、官営鉄道の労働者 数が正確に知られるのは 1894 年以降であり、本稿が対象とする明治前期 についてその数を正確に把握するのはほとんど不可能に近い.たしかに, 『日本帝国統計年鑑』には 1887 年以降の官営鉄道の傭人数が記載されて おり、また鉄道省編『日本鉄道史』上篇(1921 年刊)にも、1871 年、 1876年, 1881年, 1888年の人員数が記載されている。しかし、これらの 人員数は統計のカバリッジが小さく(個別的に知られる官営鉄道工場の職 工数だけでも上記統計の人員数を越えている), 官営鉄道労働者の実数を 正確に伝えているとは言いがたい. したがって, 1893 年までの官営鉄道 の労働者数は推計によって把握するほかはない、この推計を試みたのは南 亮進である。南の推計方法は、『日本鉄道史』上篇に記載されたさきの年 次の数値と 1894 年の数値にもとづいて、その間の空白年次の数値を直線 補間で推計するというものである. しかし, 1894 年以降の数値には官営 鉄道工場の職工数が含まれているのにたいし、『日本鉄道史』上篇の数値 には、上述したように少なくとも工場職工数は含まれていないから、上述 の直線補間の推計方法には基本的な難点が存在すると言わざるをまない。 したがって、1893 年までの官営鉄道労働者数は別の方法で推計しなけれ ばならないであろう.

そこで筆者が独自に推計し、作成したのが表1である。各年次の収入額を鉄道運賃指数 (1935 年=100) でデフレートしたものを実質生産額とし、これを労働者数で除したものが、労働生産性(C)欄の数値である。1894~98年の労働生産性は、労働者1人当り実質生産額 2500 円前後で大きな変化がないことがわかる。(A)欄の括孤内の数値は、労働生産性に変化がないと

表 1 官営鉄道の労働者数

年次	労働者数 (A)	実質生産額 (B)	労働生産性 (C)=(B)/(A)	年次	労働者数 (A)	実質生産額 (B)	労働生産性 (C)=(B)/(A)
1874	(370)	千円 924	千円	1887	(2,290)	千円 5,726	千円
75	(450)	1,126		88	(3,324)	8,310	
76	(1,025)	2,563		89	(4,027)	10,067	
77	(636)	1,591		90	(4,542)	11,354	
78	(525)	1,313		91	(5,163)	12,908	
79	(1,007)	2,518		92	(5,967)	14,917	
80	(1,268)	3,169		93	(6,943)	17,358	
81	(1,231)	3,077		94	8,984	22,014	2.45
82	(1,324)	3,310		95	9,902	28,657	2.89
83	(1,340)	3,351		96	12,723	31,868	2.50
84	(1,283)	3,207		97	15,645	40,980	2.62
85	(1,028)	2,570		98	16,280	41,913	2.57
86	(1,466)	3,664					

資料: (A)1894 年以降は『鉄道局年報』,『鉄道作業局年報』, (B)は南充進『鉄道と電力』(東洋経済新報社, 1965 年) より算出。

注:()内は推計値。

仮定し、労働者1人当り実質生産額2500円を基準にして推計した労働者数である。推計労働者数に大きな誤差がないとすれば、官営鉄道の労働者数は1870年代末から1886年まで1千人の規模で推移し、東海道線が開通した1887~89年には2千人~4千人台に急増したものと推定される。1889年の東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、横須賀造船所の労働者数はそれぞれ1575人、968人、2215人であるから、東海道線開通後の官営鉄道がいかに大量の労働者を集積していたかが知られるであろう。

さてでは、こうした官営鉄道労働者の社会的給源はどこに存在したのであろうか。表2は、『工部省記録 鉄道之部』(以下『工部省記録』と略記する)の雇入、増給に関する史料に記載されている労働者のうち、出身府県、族籍が判明する者を重複を避けて摘出し作成したものである。サンプル数は限定されているものの、労働者の出身府県別・族籍別構成の特徴を知る

表 2 官営鉄道労働者の出身構成

-										
出身府川	Į.	平民	9 年 士族 	平民	年 士族	1881 平民	年 士族	合 平民	計 士族	総計
東	京	11	2^^	1	1	<u>ک</u> 2	人 1	人 14	∆	\ \
神	京川	4		4				8		
京	都	5	4	20	4	1	1	26	9	
滋	賀			2	1	1		3	1) 168
大	阪	14	2	20	2	6	4	40	8	ſ
;	堺	1		4		3		8		1
兵	庫	15	5	15	11	1		31	16)
埼	玉	1						1		1
千	葉		1						1	1
川	梨	1						1		
新	潟				1	1		1	1	
石	Щ	3	2	4	1			7	3	
岐	阜	1						1		1.
静	岡				1				1	1
愛	知	1		2				3		
Ξ	重	7		1			1	8	1	91
和歌	次山	3		6			1	9	1	
愛	媛			1	3	1	1	2	4	
岡	山	1	3	2	8		1	3	12	
広	島			2	1	1	1	3	2	
山			2		8		4		14	
高	知				1				1	
長	崎			5	3	1	1	6	4)
熊	本				1				1 /	'
合	計	68	21	89	47	18	16	175	84	259

資料:『工部省記録』巻 14/2, 巻 17/1・2, 巻 20/2 より作成。

には十分であろう。同表より次の2点を指摘することができる。第1に、 士族出身の労働者が全体の3分の1をしめ、しかもその出身地は兵庫、山口、岡山などの特定諸県に集中している。第2に、平民出身の労働者の出身地は関東地方から西南地方にかけての諸県に広がっているが、とくに、

東京,京都,大阪,兵庫といった鉄道開通府県の出身者が多数をしめている.以下,この2点についてやや立ち入った考察をくわえることにしよう. まず第1の点であるが,明治初期には地方官庁をとおして士族の鉄道労働者への転生がはかられていたようである.

「戸第九百六拾九号ヲ以貴府士族山本兼忠当寮(鉄道寮――引用者注) 守線手ニ傭入候節不及御照会旨ヲ以□□御申越之趣致承知候然ルニ右守 線手ト申ハ日給傭之者ニテ唯線路上ヲ清潔ニシ只汽車不時之危害ヲ防候 為メ之番人ニして殊ニ数百名余之内ニハ傭免不断有之候ニ付其都度本人 管轄庁へ差支之有無及照会候後傭入候上者差支も不少ニ付是迄右守線手 備入ニ限リ其管轄庁へ照会不致傭入来候義ニテ以後共左様御承知有之度 此段及御答候也

九年八月十四日 神戸 鉄道寮 京都府御中 (4)

上の史料は移動の激しい守線手については鉄道寮が管轄庁を経ないで士族を直接雇用することを述べたものであるが、他の鉄道労働者については各府県庁を介した傭入が常態化していたことを示している。府県庁を仲介者としたこうした士族層の雇用が鉄道官僚の藩閥意識と結びついていたことは、容易に想像されるところである。実際、士族の労働者に山口県出身者が多いという先に指摘した点は、鉄道官僚の多数を山口県出身者がしめているという事実と無関係ではないであろう。

士族の鉄道労働者への転生は、上述のような地方官庁を媒介とした閉鎖的な形でおこなわれただけではない、いやむしろ、都市下層社会に沈澱した窮乏士族層を直接雇用するケースの方がより一般的であったと言うべきかもしれない。表3は3等守線手の士族、伊佐利直の家族構成をしめしたものである。伊佐は、「明治十一年十月三十日静岡県第拾弐大区弐拾小区遠江国敷知郡三方原村百七十七番地よ貫族替顧済之上移住」と記されてい

表 3 伊佐利直の家族構成

本所緑町1丁目 14 番屋敷内借店 東京府士族

同人三女 妹 奈加 安政 3 年 8 月 2 日生 24 歳

資料:『工部省記録』巻 21 / 2. 注: 明治 14 年 5 月現在.

族の果てもありて、此人は兎角手鈍とて日雇の口も少なければ自然窮乏の 者多し」とのべているが、伊佐はこのように都市下層社会に沈澱した解体 (8) 土族層の典型といってよいであろう。

ところで、士族層の分解によって析出された労働者は、伊佐に示されるように独立の家族を形成する中高年層が主体であり、それだけに技能修得の機会が乏しく、不熟練労働者として雇用される者が多かった。表4は、表2と同一の史料にもとづいて傭入賃金や賃金増給など労働者の賃金が判明するものを族籍別に整理し表示したものである。一見して明らかなように、平民の労働者とくらべて士族の労働者は低賃金の層が厚い。旧来の職人的熟練の基礎をもたない士族層にとって鉄道労働者への転生は、多くが低賃金の不熟練労働者として実現せざるをえなかったのである。

さて次に第2の点であるが、鉄道開通府県の出身者が多数をしめた理由 としてまず、鉄道の開通が都市地域や街道筋の前近代的交通業者の分解を 促進し、みずからの労働力基盤を創出した点が指摘されねばならないであ ろう、官営鉄道の例ではないが、1880年に設立発企された東京馬車鉄道

表 4 平民・土族労働者の賃金分布

	22 7	八、工灰	刀倒伯の。	貝金沙小	
族籍 日給	平 民	士族	族籍 日給	平 民	士族
12	6	3	- 銭 50	10 人	1
15	20	11	55	4	
17		2	60	9	3
20	2	3	65	16	
25	7	10	66.6	6	
27	1		68	1	
28		1	72	1	
30	4	3	75	11	
32	2		80	2	3
33	18	8	90	7	
40	4	4	100	3	
45	2		110	3	1
48		1	130	1	

資料:表2に同じ.

会社は東京府知事にあ てた建築願で次のよう にのべている.

「今ャ我同胞ノ人

衆ニ於テ牛馬ニ代リ 車業ヲナス者殆ント 幾千百ナルヲ知ラス, 実ニ我良民ヲ塗炭ニ 陥ラシムレノ醜体! ルニ忍とザルノミオ ルニ又其健康 シー ア今此車業ヲ為スコ 次チ典頼ノ徒ノミニ

非ス士農工商ノ徒或ハ・・・・・不測ノ災害ヲ蒙リ已ムヲ得ス此業ヲナスモノ亦多シ・・・・・今之ヲ救フノ道他ナシ又馬車鉄路ヲ設クルニアルノミ,若シ此鉄路ノ各所ニ開クルニ至ラハ随テ人車ノ業衰滅ニ帰シ此賤業ヲナス者或ハ本業ニ復スルヲ得ン,此レ馬車鉄路ヲ設ケ以テ人車ノ賤業ヲ漸次消滅救済スルノ便益ナリー

「賤業」(「人車ノ業」)を駆逐することによって「本業」(「士農工商」)への復帰をはかるという民衆「救済」観念には、歴史的に転倒した意識が反映されているが(西ョーロッパの原始的蓄積期の「強要された浮浪民化」にたいする「血の立法」を想起されたい!),それはともかく,右の願状には鉄道敷設による「賤業」=人力車夫の分解が客観的に表現されている。 官営鉄道の敷設もほぼこれと同様の社会的分解を引き起こしたものとみてよいであろう。

鉄道開通府県出身の労働者は鉄道敷設地域の交通業者の分解を通じて析出されただけではない. 量的にはむしろ, 鉄道に近接した農村や都市の農民層や職人層の方が給源として重要な位置をしめていたものと思われる. 事実, やや後年のことに属するが, 1892 年に制定された「鉄道庁第二部雇員以下採用内規」では「身元保証人ハニ名トシ, 鉄道庁員ナルトキハ雇以上其他ノ者ナルトキハ鉄道線路接近ノ地ニ居住シ一家ノ生計ヲ営ム者タルヲ要ス」とされており, 鉄道近接地域からの募集が制度上は有利なように定められているのである.

以上,推定を混じえながら官営鉄道労働者の給源を検討してきた.最後に労働者の年齢構成を検討しておくことにしたい.この点についても包括的なデータは得られないが,『工部省記録』から 65 名の労働者の年齢が判明する.その年齢構成を示せば,19 歳以下7人,20~24 歳 18人,25~29 歳 17人,30~39 歳 14人,40 歳以上9人である.25 歳以上の壮年・中年層は全数の 62 %におよんでおり,その多くは既婚者とみてよいであろう.上述のような給源の特質に規定されて官営鉄道労働者のなかには独自の労働者家族を形成する層が部厚く存在していたのである.

- (1) 『鉄道局年報』各年度, 鉄道省『鉄道経済資料』第2編, 参照.
- (2) 南亮進『鉄道と電力』(長期経済統計 12, 東洋経済新報社, 1965 年) 104頁、200 頁第 15 表。
- (3) 統計局編纂『日本帝国統計年鑑』第 10 回.
- (4) 「諸官往復」明治9年(『京都府庁文書』).
- (5) 石塚裕道『日本資本主義成立史研究』(吉川弘文館,1973年)表 1—2—8,参照.
- (6) 『工部省記録』巻 21/2.
- (7) 「東京府下貧民の真況」明治 19 年(西田長寿編『明治前期の都市下層社会』光生館,1970年,所収)62頁.
- (8) 上田忠生「明治前期の士族層分解と労働市場の形成」(『日本史研究』135

号, 1973 年), 吉田久一『明治維新における貧困の変質』(日本社会事業大学救済制度研究会編『日本の救貧制度』勁草書房, 1960 年, 所収) 参照

- (9) 『工部省記録』巻 20 ノ 1, 2項.
- (10) マルクス『資本論』(岩波書店,向坂逸郎訳)第1巻第24章第3節,919頁.
- (11) 『鉄道法規類抄』第2編, 1894年 12 月現行,
- (12) 『工部省記録』巻 11 / 2, 巻 14 / 1, 巻 15 / 1·2, 巻 18 / 1·2, 巻 21 / 2, 巻 24/3, 巻 27 / 3, 巻 31, 巻 32, 巻 37, 巻 38.

Ⅱ 官営鉄道労働者の身分的・位階的編成

官営鉄道労働者の社会的形成を考察してきたわれわれは、つぎに、創出 された労働者がどのような構造のもとに編成・定置されたかを検討しなけ ればならない、この点でまず注目すべきは、官営鉄道労働者の内部には初 発から身分的差別的構造が存在していたことである. 初期の官営鉄道労働 者は、1873年 10月の史料の「当運輸局車長其外守線手シグナルメン、 ポイントメン等吏員之者」という記述からうかがえるように、事務系統の 職員とおなじ鉄道寮雇として官吏身分の取扱いをうけていた.しかし.京 浜間鉄道の 1874 年の収納出費内訳を示した表5によれば、駅夫、火夫の 給料は改札方,守線手,シグナルメン,ポイントメン,ヤードメンの給料 とは別の項目から支出されている。また 1876 年現在の京浜間の駅務系統 の労働力構成をみても、火夫、駅夫は鉄道寮雇の外に編成されている。火 夫はこの時期においてはお雇外国人の機関方のもとで運転技術を修得する 機関方の見習としての性格を有しており、また駅夫は駅務系統の雑役的重 筋労働に従事する労働者であった.これらの労働者は雇員に編成された労 働者とは身分的に区別され、官営鉄道労働者の最底辺に編成されていたの である.

こうした労働者の身分的差別的構造は 1879 年から 82 年にかけて修正・ 再編成された. まず, 1879 年 12 月 27 日鉄道局長井上勝から工部卿宛

に,「日給雇守線手指

表 5 明治7年東京横浜間鉄道収納出費比較表

示方等者是迄一般雇之
輩同様雇免及ヒ増給等
御届いたし来候得共,
実際其身分之取扱方ハ
雇之者之限ニ無之候間,
以後者名簿上相除候,
(3) 依テ此段及御届候也」
という報告がなされて
いる. また翌 80 年1
月 19 日にもおなじよ
うに井上鉄道局長から,

収	納		441,622F
出	費		232,961
		官員月給	24,421
		官員補助雇員並改札方	
		シグナルメン, ポイントメン	18,569
		ヤードメン等給料	
		駅夫,火夫,小使等給料	15,904
		外国人給料	63,785
		各ステーション並居舎修繕費	11,948
		鉄道修繕費用	12,161
		機関車日用ノ石炭ヲ始一切ノ	
		消失物費用	12,102
		その他	74,071
差引	残		208,661

「右ヤードメン義ハ先

資料:『鉄道寮事務簿』巻 27 / 1, 13 項より作成. 注: 銭以下4拾5入.

般致御届置候守線手同

様ノ者ニテ雇吏限ニ無之候間,以後名簿上名前差除き候」という報告が工部卿宛に提出されている.鉄道局長の以上の報告は守線手,指示方,ヤードメンを雇員(雇吏)として取扱うことをやめ,かれらを駅夫と同様の下層労働者(傭人)に編成替したことを示唆している.次の史料はこの点をいっそう明瞭に示している.

「最前予算高金弐万四百四拾九円 俸給

. 一金壱万弐千百五拾円四拾七銭二厘

雇員俸給

外金八千弐百九拾八円五拾弐銭八厘

減額

雑給

一金弐万千八百五拾七円五拾弐銭八厘

傭給

内金壱万三千五百五拾九円

最前予算高

金八千弐百九拾八円五拾弐銭八厘

此度增額

右者当京浜間鉄道守線手,シグナルメン,ポイントメン之儀者従来雇吏 扱之処神戸京都間同様本年七月後ハ駅夫同様之取扱ヒニ致シ候ニ付而ハ 給金従前俸給へ編入致候処同月ョリ雑給ニ編入シ前書之通リ増減相成候 間此段上申候也

明治十五年九月六日

工部省書記官 杉 実信節

(5)

工部卿佐々木高行殿

京浜間鉄道では 1882 年7月以降,守線手,シグナルメン,ポイントメンがそれまでの「雇吏扱」から「駅夫同様之取扱」に変えられたこと,そしてこれに伴い賃金8千298円52銭8厘が「俸給」の項の「雇員俸給」から「雑給」の項の「傭給」へ繰入れられたことが,この史料からわかる.

京神間鉄道と京浜間鉄道では施行上に時間的なズレがみられるものの, 1879 年末から 1882 年にかけて従来の雇員労働者の多くが「駅夫同様」の下層労働者(傭人)に編入されるという,大規模な身分編成替が進行した.しかし,官営鉄道労働者がひとしなみに傭人に再編成されたという意味で,これを,労働者内部の身分的差別的構造の解消と解してはならない.右の編成替の過程で熟練労働者,監督労働者など一部の労働者が「有等職工」として新たに雇員に編入されるに至ったからである。そこでつぎに,この「有等職工」制の成立と構造について一瞥しておくことにしよう.

日本近代化と労資係関

明治初期の官営鉄道の建設,運輸,営業,工作などの諸業務がすべてイギリス人を中心とするお雇い外国人の指導と監督のもとでおこなわれたことは周知のとおりである。しかし 1877 年以降,日本人の技術者と熟練労働者の養成と蓄積がすすみ,技術的自立の過程が進行した。実際,鉄道関係のお雇い外国人数は 1874 年の 115 人をピークにして減少しはじめ,1877 年 64 人,80 年 37 人,83 年 17 人と急減した。1879 年 4 月にははじめて日本人の機関方が誕生した。「有等職工制」は以上のような日本人の熟練労働者の蓄積が進行するなかで成立する。

1879 年 6 月 18 日, 工部卿井上馨から鉄道局長に「其局ニ於テ雇使スル職工之儀自今以降別紙之通等級ヲ与ヘ, 其等職工之名称ヲ附シ, 雇吏同様之取扱可致此段相達候也」という布達が出された. 「別紙」の職工等級と月給表は表 6 のとおりである. 表 7 は「有等職工」として雇吏(雇員)の

身分規定をうけた労働者を,『工部省記録』から知りうる範囲で掲出したものである. 同表より「有等職工」の特徴として次の3点を指摘することができるであろう.

第1に,「有等職工」に編成された労働者は, (1)鉄道労働者群のなかで中枢的位置を占め,か つ運転系統の基軸的労働に従事する運転方,同 見習,火夫の一部,(2)官営鉄道工場の職工の小 頭層,(3)鉄道建設労働者のなかでも技能度の高 い職種の労働者(測量人足,レール敷)とその 小頭層,の3層より構成されている。従来,官 営鉄道労働者の最底辺層を形成してきた火夫の.

表 6 職工等級と賃金

表 6 職上	等級と真金	
職工等級	月 給	
1等職工	50—60 円	
2 等職工	40—50円	
3 等職工	35—40 円	
4等職工	3035 円	
5 等職工	26-30 円	
6 等職工	22—26 円	
7等職工	18—22 円	
8 等職工	15—18 円	
9 等職工	12—15 円	
10等職工	10—12 円	
職工見習	3— 8円	

『工部省記録』巻14 / 2,31項

その一部がこの時点で「有等職工」に編成されていることに注目しなけれ(11) ばならない. 「有等職工」の以上のような構成は,等級と職種の一定の対

表 7 「有等職工」の労働者

氏	名	出身	府県	族	籍	I	敞		租	î	職ユ	等級	<u> </u>	給
太田	吉次郎	兵	庫	ZIZ	民	鍛	冶	職	小	頭	3	等	13	0 銭
平 松	好 太	岡	山	±	族	_	等	運	転	方	4	等	11	0
関 野	梅吉	兵	庫	平	民		同		上		4	等	11	0
田宮	豊之助	和哥	次山	平	民		同		上		4	等	11	0
富田	豊 吉	兵	庳	34	民		同		上		4	等	11	0
大 橋	平 助	兵	庫	平	民	雛	形	職	小	頭	4	等	11	0
皆 崎	七平	石	Ш	平	民	鑢	子	職	小	頭	5	等	9	C
浦 井	為七	兵	庫	本	民	鏣	鑪	職	小	頭	5	等	9	C
槙 木	藤 吉	石	Щ	平	民	造]	車大	(工	戢小	頭	5	等	9	C
橋 本	千 丈	兵	庫	平	民	製	鑹	職	小	頭	5	等	9)
田原	秀 吉	大	阪	平	民	Ξ	等	運	転	方	6	等	7.	5
川口	直三郎	和哥	太山	苹	民		同		上		6	等	7.	5
日下	輝 道	岡	山	平	民		同		上		6	等	7.	5
丸 山	栄次郎	兵	庫	平	民	レ・	- ル	敷	小	頭	6	等	7.	5
明嶌	猪三郎	大	阪	平	民		司		上		6	等	7.	5
村 田	松 蔵	兵	庫	址	民		可		上		6	等	7.	5
佐藤	徳 松	兵	庫	平	民		同		上		6	等	7.	5
小 杉	銀次郎	東	京	平	民		同		上		7	等	6.	5
北田	松之助	大	阪	2k	民		同		上		7	等	6.	5
宝 橋	辰 蔵	兵	庫	平	民		同		上		7	等	6	5
庄 野	亀 吉	大	阪	平	民		同		上		7	等	6.	5
	政次郎	兵	庫	平	民		同		上		7	等	6.	5
道 嶋	政 吉	大	阪	平	民		同		上		7	等	6	5
成 塚	仙 蔵	埼	玉	平	民		同		上		7	等	6	5
中島	丑之助	大	阪	平	民		同		上		7	等	6	5
花 井	松五郎	愛	知	平	民		同		Ŀ		7	等	6	5
石 井	銀次郎	京	都	平	民		同		上		7	等	65	5
松浦	吉 助	兵	庫	平	民		同		上		7	等	65	5
落 合	丑 松	東	京	平	民	機	関	方	見	漝	7	等	66 銭	6厘
平野平		東	京	平	民		司		上		7	等	66.	6
山 下	熊 吉	東	京	垭	民		可		Ŀ		7	等	66.	6
野 村	与 作	石	JI]	平	民	火				夫	7	等	65	銭
岡 野	芳 松	広	島	平.	民		同		Ŀ		7	等	65	;

日本近代化と労資関係

香山 長七	?	平民	同 上	6 等	75
吉田 藤吉	京都	平民	同 上	6 等	75
田原 秀吉	大 阪	平民	同上	6 等	75
礒 田 新三郎	兵 庫	平民	鋳物職小頭	5 等	100
鳥居 貞次	兵 庫	平民	塗物 職 小 頭	5 等	100
永田 亀蔵	大 阪	平民	測量 人足	8 等	50
服部源助	京都	平民	同 上	8 等	50
足 辰 七五郎	京 都	平民	同 上	8 等	50
中島嘉助	大 阪	平民	同 上	8 等	50
船 坂 定次郎	京 都	平民	同 上	8 等	50
今ケ淵 芳 松	京 都	平民	同 上	8 等	50
小西 逸造	兵 庫	平民	同 上	8 等	50
国友 陸造	大 阪	平民	同 上	8 等	50
道島 政吉	?	?	レ - ル 敷	7 等	?
吉 田 吉兵衛	三 重	平民	同 上	8 等	65
加 納 徳次郎	神奈川	平民	機関方見習	7 等	66銭6厘
梅 原 栄三郎	神奈川	平民	同 上	7 等	66 6

資料:『工部省記録』巻14/2,32項,17項,巻17/1,18項,巻17/2,19項

応関係の上に成立している. いま表7より等級と職種の対応関係を整理して示せば、以下のとおりである. 〈3等職工〉一鍛冶職小頭、〈4等職工〉一1等運転方、雛形職小頭、〈5等職工〉一鑢子職小頭、鍵鑪職小頭、造車大工職小頭、製鑵職小頭、鋳物職小頭、塗物職小頭、〈6等職工〉ーレール敷小頭、3等運転方、火夫、〈7等職工〉ーレール敷小頭、機関方見習、火夫、〈8等職工〉一測量人足、レール敷、官営鉄道工場の職工の小頭や1等運転方は中・上位の等級に、レール敷小頭や測量人足、機関方見習・火夫は下位の等級に編成されていることが知られるであろう. このように「有等職工」の等級体系は職種別に定められた複数の等級体系ではなく、熟練労働者や監督労働者などの上層の労働者を包括した単一の等級編成の体系であり、各職種が特定の範囲の等級に序列的・階層的に編成されているのである.

第2に,「有等職工」の族籍は1名を除いてすべてが平民である。官営

鉄道労働者のなかで士族出身者が少なからぬ比重を占めていたことを考慮すると,「有等職工」の平民構成比はいちじるしく高いと言わねばならない・ 先に述べたような「有等職工」の職種構成からみて, 旧来の熟練の基礎をもたない士族層が「有等職工」に組み入れられる条件はきわめて乏しかったと言ってよいであろう.

第3に、「有等職工」の賃金は3等130銭を最高に8等50銭となっており、相当の高賃金である。9等、10等の職工は掲出されていないが、表6の月給を30労働日として日給に換算すると、9等40銭~50銭、10等33銭~40銭となり、「有等職工」の下位の等級の賃金でさえ、後述する守線手、ポイントメン、シグナルメンなど傭人の賃金よりは高い(表9参照)。このように「有等職工」は賃金水準の面からみても、官営鉄道労働者群のなかで高賃金を稼得する上層労働者であった。

以上のように、1879 年から82年にかけて、従来の雇員労働者が駅夫並みの傭人労働者に編成替されていく一方、「有等職工」制の成立をとおして新たな雇員労働者が創出された。〈雇員一傭人〉体制という、官営鉄道労働者の特徴的な編成形態=身分的差別的構造は、その内部構成を大きく変えつつ、1880 年前後に定着し確立するのである。その背景には、既に述べたような日本人熟練労働者の蓄積を含む官営鉄道労働者の急増(表1)があった。

- (1) 『鉄道寮事務簿』巻 11, 28 項.
- (2) 『工部省記録』巻7ノ2,10項.
- (3) 『工部省記録』巻 14 ノ 2, 32 項.
- (4) 『工部省記録』巻 17 ノ 1, 18 項.
- (5) 『工部省記録』巻25/2,5項.
- (6) 山田直匡『お雇い外国人④——交通』(鹿島出版会,1968年)参照.
- (7) 1877年5月,鉄道技師の養成機関として「工技養成所」が大阪停車場内 に設けられている。この独自の養成機関は1882年工部大学校の卒業生が増

大したことを理由に廃止されている(前掲『日本鉄道史』上篇, 159—164頁). なお, 工部大学校(1877年工学寮より改組)における技師の養成体系については、旧工部大学校史料編纂会『旧工部大学校史料』(1931年)を参照.

- (8) 山田, 前掲『お雇い外国人④—交通』第2表.
- (9) 『工部省記録』巻14ノ1,4項.
- (10) 『工部省記録』巻 14 ノ 2, 31 項.
- (11) 火夫がその職種全体として雇吏に編成替されるのは 1886 年以降のことである. 1885 年 12 月 16 日汽車課御用掛平岡熙より次のような上申書が鉄道局長に出されている(『鉄道局事務書類』巻 1, 20 項).

「 火夫身分及給額ノ件

汽車運転ニ使役スル火夫ノ儀左記甲号ノ名称ヲ附シ日給ニ定メ諸職人同様ノ 取扱ニ候処逐次熟練ノ者ヲシテ准等外職工(等外吏の「有等職工」ー引用者 注)職員方ニ昇進セシムルノ職分ナルヲ以テ一般ノ職人ト同視スルハ軽々ニ 過候様被考候間自今 +九年-月ョリ取扱ヲ備吏ニ準シ名称給額等乙号之通更定 致度……」

甲号, 乙号については表 21 を参照.

Ⅲ 官営鉄道の労務政策

鉄道労働者の定着と確保は、初期官営鉄道の労務政策の重要な課題のひとつであった。まず 1874 年の次の史料から、駅夫、レール敷職、人足などの労働者を確保するための宿舎が設けられていたことがわかる。

- 「・駅夫小屋 ヲレール敷職之居宅ニ作リ替ル事
- ・駅夫等之為各室二三フート四フートノ窓ヲ明ル事
- ・ステーショントステーションノ間ニ線路用品置場并同断人足小屋取建 ⑴

1877 年には労働者の家族労働力の充用を目的として、次のように労働者とその家族用の住宅が建設されている。

「守線手ノ制ヲ改メ常備鉄道敷人足ヲ以テ守線ノ事ヲ兼務セシメ,而シテ線路踏切道等ノ要地ニ七十九ケ所ノ官舎ヲ設ケ,人足ノ寓居トナシテ家族ヲシテ汽車ノ合図及ビ柵門開閉等ヲ扱ハシム」

このように宿舎を与えて労働者を確保することは、列車の夜行運転の開始(1874年5月1日)によって、いっそうその重要性が増したものと思われる. しかし、労働者にとって宿舎の提供はなんら福利厚生的施策ではなく、昼夜交替制が存在しなかったこの時期においてはそれは、無休と恒常的な夜勤をおしつけるための強制労働的な施設であった。実際、1874年の夜行列車(夜10時以降)運転の開始についての信書のなかで鉄道寮は、「昼夜交番ニ而出務為致候而ハ多数之人員相掛り随テ御入費モ相嵩候」という理由から「昼夜引続キ勤務為致可申然而ハ休日等ハ勿論無之」というように、苛酷な労働条件をはっきり公認しているのである。

こうした夜動の常態化にたいし鉄道寮は、労働者の離職を防止するために手当の支給をおこなっている。事実、夜行列車の運転開始にともない駅長以下車長(車掌)、改札方、ヤードメン、火夫、駅夫世話役、駅夫にいたるまですべての労働者にたいし「一夜二度賄料下賜且又奨勧之為……其労力之多少ニ寄り壱人ニ付二円(月額——引用者注)以内ノ御手当」を支給することが定められた。月額2円以内のこの手当は本来夜動手当としての性格をもつべきものであるが、その支給基準は明確にされず、ひと月ごとにまとめて「慰労金」、「勉励賞与」という名目で支給されている。その支給状況は表8のごとくである。

以上のように官営鉄道は、労働者の離職防止と定着促進のために一方では宿舎の提供による管理をおこない、他方では深夜労働にたいする報酬を、 労働者に恩恵として意識せしめその経営帰属意識を培養するようなかたち で支給したのである.

官営鉄道の労務政策が新たな展開をみせるのは、労働者の身分的差別的

表 8 「勉励賞与」の支給状況

	年 月					
	1876. 12 1876. 12	1877. 6	1879. 12	1880. 6	1880.12	1881.6
	京神間 京浜間	京浜間	京浜間	京浜間	京浜間	京浜間
車長	円 銭 円 銭 122.13 124.50	円 銭 117.0	円 銭 65.25	円 銭	円 銭 69.0	円 銭 72.0
改札掛(方)	83.58 115. 0		135. 75	124. 50	126. 0	118.50
車長見習兼改札方		135. 0				
ヤードメン	23. 05 23. 75	24. 0	21. 0	21. 0	24. 0	24. 0
駅 夫 世 話 役	15. 0 13. 50	12. 0	9. 75	9. 0	9. 75	9.75
駅 夫	49. 60	48. 0	49. 60	50.40	50. 0	50. 0

資料:『工部省記録』巻7/1,巻7/2,巻18/1,巻18/2,巻21/2より作成.

構造が定着し確立する 1880 年以降のことである. 1881 年 6 月, 鉄道局運輸課の判任官と労働者を対象に「鉄道局運輸課身元貯金通帳」が制定された. その主要条項を摘記すれば以下のとおりである.

「第一条 鉄道局運輸課ニ従事スル判任官及雇吏雇夫ハ総テ左ノ二項ニ 依り身元保証金ヲ差出ス可キ事

第一項 金百円 駅長,同助役,出札掛,荷物掛其外書記 第二項 金五十円 車長,ヤードメン,改札掛,駅夫世話役,守線手, 指示方,合図方,駅夫小使

- 第二条 身元金ハ現金ヲ以最初ニ差入ヿヲ規則トス,然レモ其運ヒ為シ 難キモノハ毎月俸給ノ内左ノ割合ヲ以主計課ニ於テ之ヲ引去リ各其金 額ニ迨フ迄蓄積為致候事 甲金百円ヲ差入ルヘキ分俸給ノ百分ノ十 乙金五十円ヲ差入ルヘキ分同百分ノ七半
- 第六条 各積立金則身元金ハ鉄道局ニ於テ其本人奉職中身元保証トシテ保管シ置キ万一其職務ニ対シ偶意ノ過誤或ハ不注意ョリ官ノ損失ヲ生スルコアル片ハ其模様ニ依リ全額又ハ其幾分ヲ弁償ニ充タシムベシ…

…但現在ノ蓄積高若シ弁償金額ニ不足ノ分ハ別ニ徴収スベシ

第七条 身元金ハ本人辞職或ハ転任免職等ノ時ニノミ払戻シ決シテ奉職

中ハ返附セズ又本人死去シタル節ニハ由緒アル家族へ下渡スヘキ事… …」

上の「身元貯金通帳」の制度でまず第一に注目されるのは、身元保証金の額がきわめて高額であるという点である。当時の労働者のなかに 50 円の身元保証金を一括して預け入れることができる者は皆無に近かったであろうから、ほとんどの労働者が分割納入の規定に従ったものと思われる。身元保証金の制度はしたがって、実際にはひと月ごとに賃金の 7.5% が差引かれる強制貯金としての性格を有していた。身元保証金は本人が辞職する際払戻されることにはなっているものの、逃亡による鉄道業務の阻碍を防ぐという点で労働者の足留策としての機能をはたしていたといってよい。

「身元貯金通帳」の制度でいまひとつ注目されるのは、「偶意ノ過誤」や「不注意」による鉄道業務の損害の補償を職員と労働者のこの身元保証金にもとめていることである。多様な異質的労働者のグループが特定地域で分業をしながら交通用益の生産という一つの労働目的に向って編成され、しかも需要に即応的に生産が継続されねばならないという特徴をもつ鉄道業においては、一部での「偶意ノ過誤」や「不注意」によって経営の損害規模が甚大になることはあらためて指摘するまでもない。本来、個人や集団の賠償能力を越える鉄道業務の損害を徹底して現場の職員と労働者に賠償せしめようとしたところに、身元保証金制度の冷酷なる実態がある。1888年2月、新たに「鉄道局運輸課員身元保証金規約」が制定され、「身元貯金通帳」の改正がなされるが、この「規約」でも右の点は同様であり、身元保証金を分割納入する際、次のような「受書」を提出しなければならなかった。

私儀今般当局運輸課勤務ヲ被命候ニ付御制定之身元保証金規約御下附相 成正ニ服膺仕候、就テハ金 円可預納等ニ候処差向キ完納難致ニ付来

月ョリ毎月給料ノ内百分ノ 宛右金額ニ相充侯マテ月賦預納可任候, 尤 モ本人勤務中賠償スヘキ事故出来候節ハ該規約ニ基キ御処分相成侯テ聊 苦情申出間敷候, 若シ預納金額ニ満タサル片ハ現在ノ預納金ニテ賠償不 足有之本人ニ於テ弁償ヲ卒ヘ兼ネ候節ハ保証人ニテ引受速ニ賠償実納可 仕候仍テ身元保証金規約御受書如件(以下略)」

ところで 1888 年の「身元保証金規約」では、職務規律違反にたいする **罰則的諸規定があらたに設けられた、まず身元保証金の払い戻しに関して** は、「凡ソ身元保証金ハ第二条第三条ノ事由(職務上過失怠慢、服務規定 違反――引用者注)ナクシテ本人辞職或ハ転任免職等ノ時ニ限リ……還付 スヘシ」とされ、職務上の過失怠慢や服務規定違反による解雇者には身元 保証金は還付されないことになった。また「仮令鉄道局ノ損害ヲ生セサル モ予テ定ムル所ノ服務規定ニ違反シタルトキハ金五銭ヨリ少カラス十円ョ リ多カラサル金額ヲ懲罰ノ為メニ身元保証金ノ内ヨリ納入セシムルモノト ス」とされ、服務規定違反に対しても5銭から10円の罰金が身元保証金 から徴収されることとなった. 「身元保証金規約」が制定される以前には、 「従来当方ニ者別ニ約束アッテ(服務規定違反の場合――引用者注)俸給 プロー日以上十五日以下プ目給額ヲ取揚ケ且其金額年末ニ至リ課員一同ニ 分配致候」と指摘されているように、身元保証金制とは別に罰金制が設け られており、その罰金は年末に全職員・労務者に分配・還元される仕組に なっていた.ところが「身元保証金規約」では罰金制と身元保証金制が統 合され、罰金の使涂も、職員・労務者のなかの「職務勉励」者にのみ勧奨 金として支給するという方法に変っている。その意図を、松本荘一郎1等 技師は次のようにのべている.

「右懲罰ノ為メニ納入セシメタル金額ハ当方ニテハ別途金トシ収入致置 キ各年度末運輸課員中職務勉励――勤務日数ノ如キ可成当年明瞭ナル目 安ニ拠ル方可然カ――ノモノニ分与スルノ考按ニ有之候, 其方ニテ現行 ノ平等分配法ハ仮リニ深中全員皆過誤ノ所為アリテ懲罰セラルル事アリテ悉ク一回宛ノ金額ヲ納入スル場合アリト想像スレバ年度末ニ各右一回ヲ受領スルカ故ニ懲罰ノ実ハ毫モ無之ニ至リ可申……此度平等分配ョリモ不平等配与ノ方ニ致度見込ニ有之候」

経営の自己負担はおこなわず,職員・労働者の罰金を勧奨金に振り向けて,職員・労働者の内部に差別的な競争関係を創り出すことを狙っていることがわかる.

以上のように身元保証金制は、労働者の足留策、経営の損害の賠償金、 規律違反にたいする罰金の、この三重の機能をもって労務統轄上重要な役 割をはたしたのである.

1880 年代には、ほかの職種の官営鉄道労働者にたいしても労務政策が体系的に整備された。官営鉄道工場の労働者を対象とした「准等外職工定傭職工及見習職工積金規約」(1883~84 年頃制定)、「准等外職工勧徴規則」(1885 年制定)、「鉄道局工場取締規則」(1885 年制定)などがそれである。その内容は別稿で詳しく論じてあるので、ここでは繰り返さない。ただ一点、「准等外職工勧徴規則」も「鉄道局工場取締規則」も「過誤失錯」による罰金を「勉励衆ニ抽ル者」への賞与にふり向ける仕組を有しており、さきの「身元保証金規約」と同じような発想を内包しいる点を指摘しておこう。

さて、以上にみたような労務政策は直接的には官営鉄道の発展と労働者の増加を背景に成立したものであるが、同時に 1880 年代に入ってにわかに深刻化してきた官営鉄道の財政問題が官営鉄道全体の労務の統轄を強化せしめ、上述の労務政策もこの一環として登場してきたことに注目しなければならない。

周知のように、不換紙幣の乱発による西南戦争以後のはげしいインフレーションは政府の財政難を深刻化せしめ、1880~81 年の財政危機をうん

だが、官営鉄道においてもこれは、1880年度の通常経費・興業費の対前 年度比5%の削減となって現われた.こうした政府財政の逼迫下で鉄道建 設資金=興業費(1880 年4月敦賀線起工)をどのように捻出するかが、 工部省・鉄道局官僚の重大な関心事となっていた。1880年2月、工部省 書記官は工部卿と大蔵卿連名による太政大臣あての伺案を作成し、既設鉄 道の純益を興業費に充当するという構想を提起している。この構想は、純 益は興業費の償還にあてるとした「作業出納条例」(1877年)の官業経理 方式と真向から対立するものだっただけに、ついに陽の目をみることはな かった. しかし 1883 年 3 月, 鉄道局長井上勝が工部卿佐々木高行にあて た「鉄道将来ノ延線ニ係ル資金ノ儀ニ付稟請」で、「我鉄道ノ営業ョリ生 スル益金ハ正租ト自ラ性質ヲ殊ニスレハ、之ヲ国庫ノ外ニ置テ専ラ鉄道拡 張ノ費途ニ充テラルヽハ,却テ適官ノ処分タルカ如シ.依テ来ル十六年度 以降ハ右益金ノ全額ヲ我庁ニ委托セラレ,専ラ延線ノ資金ニ充テラレンコ 千万希望スル所ナリ」と要求していることからも明らかなように、純益を 興業費にあてるという構想は,鉄道官僚の財源構想として一貫して主張さ れつづけたのである.

1881 年の政変で参議兼大蔵卿に新たに就任した松方正義が推進したいわゆる松方財政は、官営鉄道の財政問題をいよいよ深刻なものとし、官営鉄道の所有・経営形態のあり方を根本的に問うような2つの構想を政府部内にうみだすことになった。1つは、1881 年に参議伊藤博文が発表した「鉄道株券発行ノ議」であり、いま1つは、1883 年に参事院議長山県有朋が太政大臣三条実美に提出した「民設鉄道処分之儀ニ付伺」である。伊藤の案は、周知のように、前年に出された「官営工場払下概則」の線に沿ったものであり、紙幣整理の原資補充を主目的とした官営鉄道の民営移管の構想であった。他方山県の案は、直接には民営鉄道の設立認可をめぐって出されたものであるが、「地方人民ニシテ金円ヲ集メテ鉄道ノ布設ヲ図

ル所ノモノニ対シテハ……其集メ得シ所ノ金額ヲ政府ニ収メ,興業営業共ニ之ヲ政府ニ負担シ,其利潤アルモノハ之ヲ出金者ニ配付スル事ト定メ候得ハ,其実政府カ管理スル所ノ鉄道ト毫モ其差ヲ見サル儀ニシテ便アルモ弊ナク,公私ノ為メ至当ノ儀ト考案仕候」とあるように,民間の資金を集めて設立した鉄道を政府が経営するという,いわば民設官営の構想であった。これらの構想はいずれも政府決定の運びにまでは至らなかったが,興業費の逼迫がこのような構想をうみだすほど深刻化していた点に注目すべきであろう。そればかりではない.松方財政下での不況の深刻化は,官営鉄道の営業内容を悪化させた.営業収入と純益は次第に減少し,1884年度には神戸大津間・敦賀大垣間の鉄道は「世上一般不景気ノ影響ニテ追々収額相減候」という状況で,当初収入予定額の減額変更を上申するまでにでき至った.

官営鉄道の興業費を純益で充当するという構想をもち、不況による経営の悪化に直面しつつあった鉄道官僚は、こうしてみずからの存立基盤である官営鉄道の、経営労務管理の強化にむかうこととなったのである。官営鉄道の損害を現場の職員・労働者に賠償させる制度や、経営の自己負担のない罰金制と奨励金制の統合などは、まさに以上のような財政問題を背景に打ち出されたといってよいであろう。

- (1) 『鉄道寮事務簿』巻 21 ノ 1, 23 項.
- (2) 『鉄道別録』付録. なお『工部省記録』に収められている「死傷手当給与届」をみていくと、このような家族労働力の充用は職務の不慣れからくる死傷事故を多数引き起こしていることがわかる. それは下層労働者の劣悪な労働条件を示するのといってよい. 次に掲げるのはその一事例である(『工部省記録』巻15/2,10項).

「 死人手当給与届

金拾円

定雇定条敷人足 平山伊助妻 津ね

二十四年

右ハ……京阪間弐拾七哩五拾弐鎖踏切道ニ於テ通過ノ列車ニ圧殺セラレタルヲ以テ成規ニ照シ埋葬料トシテ本文ノ如ク支給致候全体平山伊助ナル者ハ定雇定条敷人足ニテ兼テ同所番家ニ住居セシメ置其家族老若ヲ除クノ外柵門ノ開閉及ヒ通車ノ合図等可致旨相達置候義ニ付前顕死亡手当支給候依テ此段及御届候也十二年八月二十日

鉄道局長 井上勝印

工部卿井上慇殿

1

- (3) 『鉄道寮事務簿』巻 19, 19 項.
- (4) 同上.
- (5) 『工部省記録』巻 36, 20 項.
- (6) 『鉄道局事務書類』巻3.3項.
- (7) 同上.
- (8) 同上。
- (9) 同上.
- (10) 同上。
- (11) 同上.
- (12) 『工部省記録』巻 40, 58 項.
- (13) 『鉄道局事務書類』巻 1, 25 項.
- (14) 『工部省記録』巻 36, 20 項.
- (15) 西成田豊「官営鉄道工場の労務政策と賃労働」(労働運動史研究会編『黎 明期日本労働運動の再検討』労働旬報社,1979年)参照.
- (16) 『工部省記録』巻 18 ノ 2, 9 項.
- (17) 『工部省記録』巻 17 ノ 1, 19 項, 『鉄道別録』巻 2, 38 頁. `
- (18) 『鉄道別録』巻 3, 39 頁.
- (19) 『工部省記録』巻 3, 52 項, 前掲『日本鉄道史』上篇, 384~390 頁.
- (20) 『鉄道別録』巻 4, 1 頁.
- (21) 『工部省記録』巻 37, 15 項.

IV 賃金体系と賃金水準

表9,10,11表は官営鉄道労働者の賃金体系を示したものである。われわれの知るかぎり、すべての労働者が等級賃金体系のもとに編成されていることがわかる。これらの諸職種の等級賃金の上にはさらに、既述のような「有等職工」の等級賃金が接続している。官営鉄道労働者はそのなかに〈雇員一傭人〉の身分的構造を含みつつ、多重層的な形に編成されていた

_		表 9 信	官営鉄道労働者の賃金	(単位: 銭)
等 —	級		1891 年 3 月 制駅夫世話役ポイントメン,シグナルメン,ブレーキメン	定駅 失踏切番
1	等	27	40	25
2	等	24	37	22
3	等	20	35	20
4	等	17	32	18
5	等	15	30	16以下
6	等	(12)	27	
7	等		25	
備	考	8時間日給 8時間外1時 間1銭5厘増給		

資料:『鉄道寮事務簿』巻 19, 48 項.

『鉄道法規類抄』第2編,明治 27 年 12 月現行より作成。

注:()内は,1879~80年時点での6等賃金

のである. たとえば火夫のばあい,上級 (1等)火夫の賃金を 30 労働日として月額に換算すると 15~18 円となり,これは「有等職工」の 8 等賃金に相当している (表6参照).「有等職工」の火夫がまず 7 等に編成されていることは前記したが,これは火夫が 8 等職工の賃金を上限とするような独自の等級賃金体系を有していたからに他ならない.火夫は「有等職

表 10 婦内鉄道線路工夫 世話係の等級賃金

(1881年6月)

等	級	賃	金
1 ;	——— 級	100	戧
2 ;	級	90	
3 ;	級	80	
4 }	級	70	
5 }	級	65	
6 }	級	60	
7 ;	級	55	
8 ;	級	50	
9 ;	級	45	
10 ;	級	40	
見習	1級	35	
見習	2級	30	
見習	3級	25	

表 11 火	夫の	賃 金	(単位: 銭)
--------	----	-----	---------

甲号従前ノ分	日 給	乙号更定ノ分	日 給	
上級火夫	50—60	一等火夫	50—60	
中級火夫	46.7	二等火夫	47.0	
下級 火夫	40.0	三等火夫	40.0	
一等見習火夫	30.0	四等火夫	30.0	
二等見習火夫	25.0	五等火夫	25.0	
			•	

资料:『鉄道局事務書類』巻1,20項.

注:「甲号従前ノ分」は 1885 年以前、「乙号更定ノ分」は 1886年以降。

資料: 国鉄北海道総局施設部 『北海道保線資料編』

工」の火夫とそうでない火夫、さらに後者がいくつかの等級に編成される というように、重層的な存在形態をとっていたのである。

さて、では、以上のような等級賃金体系は、どのような性格のものとして 把握されるべきであろうか。等級賃金体系の等級が広義の技倆を反映した ものであることは間違いあるまい. しかし, 等級が技倆に規定されている としても、それは客観的に評定されうるものではなく、現実には職務への 馴れの程度を示す勤続期間が主要な判断基準であったとみてよいであろう. 守線手、駅夫、踏切番などの不熟練労働者や、駅夫世話役、線路工夫世話 係などの監督労働者も等級賃金体系のもとに置かれていることが、このこ とを端的にものがたっている. 官営鉄道の労働者は勤続をつみ仕事に馴れ るにしたがって昇等=昇給し、さらにその上に勤続を重ねることによって 上位の職種に昇進した. 昇進については次のような史料がある.

「是迄二等役夫世話役ノ処八月四日 (1879 年,以下同じ――引用者注) ョリ六等守線手申付日給金拾弐銭」

「是迄三等役夫世話役ニ候処七月八日ョリ六等守線手申付日給金拾弐 銭」

「是迄上級役夫ニ候処七月八日ョリ六等守線手申付日給金拾弐銭」 「是迄中級役夫ノ処八月七日ョリ六等守線手申付日給金拾弐銭」

「是迄川崎詰下級役夫ニ候処本月(九月——引用者注)廿六日ョリ六等 守線手申付日給金十弐銭」

ここでは 2 等役夫・3 等役夫・上級役夫・中級役夫・下級役夫から 6 等守線手に昇進する事例が示されており、6 等守線手に昇進するパターンに一定の規則性はみとめられない. しかし、官営鉄道に入職した者がまず役夫(駅夫)として雑役的な重筋労働に従事し、そこで一定の勤続をつむことによって、はじめて守線手の最下位の等級に昇進するという構造が存在していたことがわかる.

下位の職種で勤続をつみ、仕事に馴れることによって上位の職種に昇進 するというパターンは車長職のばあいでも同様である.

「 履歴書

長崎県士族

石井徹一

- 一明治六年十二月日給二十銭雇神戸ステーション三等取締拝命
- 一同七年五月日給二十五銭雇改札掛拝命
- 一同年六月日給二十四銭二等取締拝命
- 一同年九月日給二十五銭雇改札掛拝命
- 一同八年五月日給三十三銭雇車長拝命
- 一同九年九月日給四十銭二増給
- 一十年一月鉄道寮御廃後更ニニ月四月日給四十銭雇車長拝命 j
 石井徹一は3等取締として官営鉄道に入職し、改札掛→2等取締→改札

掛という経歴を経て、入職後約1年半で車長職に就いている。かなり早い 昇進と言わねばならないが、それはともかく、右の履歴書から取締(3等 →2等)→改札掛→車長という昇進ルートの存在を知ることができるであ ろう。

機関方、火夫のばあいも、やや後半のことになるが、次に記されている ようなかたちで昇進した。

「(官営鉄道の――引用者注) 汽車課機関方志願者は最初掃除夫に雇はれ(身元保障人一名を要す) 其名の如く役目は機関を掃除するにありて、日給三十銭以上四十銭以下なり、普通二三ヶ年も掃除夫に従事すれば略ば機関の取扱を覚江,其上にて見習火夫(日給四十銭以下)に昇進し、失より火夫、機関方見習と、順を経て機関方となる、機関方の給料は最初日給六十銭以上一円位なり」

既にのべたような火夫の位階的・等級的編成を考慮すれば、機関方、火夫については、掃除夫→火夫見習→火夫(1~3等→「有等職工」火夫)
→機関方見習→機関方という、かなり長期にわたる昇進ルートが設定されていることがわかる。

以上のように、官営鉄道の等級賃金体系と昇進の構造は、職務への馴れの程度を示す勤続期間が昇等=昇給、昇進の主たる基準をなすという点で年功的性格をつよく帯びていたと言わねばなるまい。こうした賃金体系の年功的構造は、本来産業革命の展開過程で発達する鉄道業が、日本のばあい近代化の始点で、政府の手によって先行的かつ権力的に導入されたという歴史的事情にもとづくものとみてよい。すなわち、鉄道業という高度な技術体系を有する新しい近代的産業が、産業革命前、政府の近代化政策によって強力的に移植・導入されたため、それを担う既経験の労働力を社会的に調達することが困難であり、したがってそれは、経営の内部で系統的に恭成され、定着せしめられねばならなかった。等級賃金体系はまさにこ

表 12 産業革命開始期

		官営館	佚道労働者	ŕ					
日給	火夫	シグスポイン	世話役 ナルメン ントメン ーキメン	駅踏り	大	繊維労働者 農業労働者	都市下層社会	職 人 (全国中等平均)	
5— 9銭					-	機織(女) 紡績女工 農作(女)	按摩・芸 人 草履裏付 嶙寸詰		
1014 銭						養蚕(女)機織(男)製糸女工	土方手伝 草取り		
15—19銭				五四四	等等	農作(男) 紡績男工 養蚕(男)	車力 人力挽 日雇人夫		
2024 銭				=======================================	等等			染物,綿打,煙草刻,和服仕立,油紋,陶器轆轤職,塗師	
25—29 銭		七六	等		等			家根,畳刺,建 具,指物,鍛冶, 木挽,経師,大 工,左官,瓦葺, 船大工	
30—34 銭	四等	五令	等					石工	
35—39 銭	三等	== 4 == 4	等等					洋服仕立	
40—44 銭	二等	<u> </u>	等						
45—49 銭									
50銭以上	一等								
資 料	A		В			С	D	Е	

の労働者諸階層

	T	T
官営工場職工	鉱山職夫	
陸・海軍省 大 蔵 省	 官営 佐渡鉱山 小坂鉱山	その他
	撰礦女	硝子織工 活版工 (下等) (解版工)
	撰礦夫 坑内運搬夫 (女)	硝子織工 (中等) 活版工 (文撰工)
大蔵省印刷局(女)	が夫 坑内運搬夫 (男) 撰礦夫 探礦夫, 坑外 運搬夫 開坑夫	(工会)
	運転夫	活版工 (植字・印刷工)
呉造船部 横須賀兵器工場		
横須賀造船部 呉造船支部 大蔵省印刷局(男)	支柱職 探鉱夫	
大蔵省造幣局 海軍造兵廠造兵科		
呉兵器工場 海軍造兵廠製薬科 佐世保兵器工場		
東京砲兵工廠 大阪砲兵工廠		
F	G H	I J

資料: A…『鉄道局事務中類』巻3 B…『鉄道法規類抄』第二編,明治27年12月 C…『明治大正国勢総 覧』昭和2年,『紡職月報』明治24年7月 D…「東京府下貧民の真況」明治19年『貧天地饑棄窺探検記』 明治23年 B…『明治大正国勢総覧』 F…『日本帝国統計年鑑』第12回 G…『佐渡金銀山史話』1956 年日…『藤田組小坂鉱山第七統計年鑑』明治24年 I…『職工事情』明治36年 J…片山潜,西川光二郎 『日本の労働運動』明治34年 C. G. H は『日本労務管理年誌』第一編(上)を参照。

注: A. B. C. F. H…明治 24年 D…明治 23年一部 19年 E…明治 25年 G…明治 23年 I…明治 25年ころ J—明治 23年ころ

うした労働市場の内部化=縦断化に適合的であった。賃金体系の年功的構造はその意味で、後進国型近代化における資本関係創出の歴史的特質に規定されたものといえるであろう。

さてでは、以上のような構造をもつ賃金は、社会的にみてどのような水準にあったのであろうか。ほかの労働者の賃金との比較で官営鉄道労働者の賃金水準をつぎに検討することにしたい。

表 12 は産業革命開始期 (1890 年前後) の労働者諸階層 の賃金を表示したものである. 賃金水準からみて産業革命開始期の労働者は, 日給 19 銭以下, 20~29 銭, 30 銭以上の3層に区分することができるように思われる. 日給 19 銭以下の階層は,紡績職工,製糸女工,織物職工などの繊維工業労働者と農業日雇,都市雑業(燐寸詰,人力車夫,日雇人夫など),鉱山労働者,硝子職工,活版工(解版・文撰工)などの労働者で構成されており,官営鉄道労働者では下位等級の駅夫,踏切番がこのグループに属する. 駅夫のかかる低賃金は,次の記述が示すように,その都市下層民的性格に規定されたものである.

「此輩(駅夫――引用者注)が如何なる種類の人間より成立つか…… ざっくばらりに申せば諸事に失敗した人間の掃溜である,多くは事に窮 した末に『切符切でも旗振でもよいから願ふ』といふ格で入込んだ人間 である……事躰如此事に窮した人間の掃溜であるから種々の種類がある, 或は商人,又は職人,書生,免職官吏の如きもの,或は車夫,土方など

枚挙するに暇ない程に雑多の種類がある」(傍点原文のママ)

つぎに日給 20~29 銭の階層は、職人(出職人、居職人)を中心に構成されているが、鍛冶職、船大工職のうちには重工業労働者が一部含まれていると思われる。官営鉄道労働者では中・上位等級の駅夫、踏切番と下位等級の駅夫世話役、シグナルメン、ポイントメン、ブレーキメンがこのグループに属する。

日給 30 銭以上の階層は、重工業労働者の中核をなす陸海軍の官営工場労働者によって構成されている。東京・大阪両砲兵工廠の賃金が異常に高いことが注目されるが、それは東京砲兵工廠の小銃製造所(平均日給 74.3 銭)と大阪砲兵工廠の弾丸製造所(同 348.2 銭)・火具製造所(同 70.2 銭)の高賃金によってもたらされたものであり、それ以外の製造所の賃金は 30~40 銭台である。官営鉄道労働者では、中・上位等級の駅夫世話役、シグナルメン、ポイントメン、ブレーキメン、それに各等級の火夫がこのグループに属する。火夫から昇進する機関方はこの第三グループをさらに上回る高賃金を稼得していた。事実、時期は少しずれるが、1894 年の官営鉄道機関手の賃金は月額 25.1 円であり、30 労働日で日給に換算すると83.7 銭となる。

以上のように官営鉄道の労働者は、駅夫に代表されるような、農業日雇・都市雑業の劣悪な賃金水準の規制をうけた低賃金層と、火夫・機関方に代表されるような、「労働世界」のなかで高い社会的ステイタスを確立した高賃金層との、2層より成り立っていた、賃金水準からみた官営鉄道労働者のこの二極的構成は、〈雇員一傭人〉体制という、労働者の特徴的な編成形態=身分的差別的構造を社会的に投影したものにほかならない、近代化の象徴としての鉄道は厖大な低賃金労働者=前期プロレタリアを生みだす一方、他方で、近代的高賃金労働者=近代的プロレタリアを創出し陶冶したのである。

- (1) 『工部省記録』巻14ノ2、17項.
- (2) 『工部省記録』巻7 / 2, 23 項.
- (3) 『労働社会就業案内』1900年.
- (4) 大石嘉一郎「日本資本主義確立期に関する若干の理論的問題」(『歴史学研究』295号, 1964年).
- (5) 『鉄道職員日記』(旧中央鉄道学園所蔵,年代不詳,ただし記述内容から明治時代のものと推定される).なお駅夫は、その都市下層民的性格にもかかわらず,否それ故にであろうか、独特の「駅夫気質」を形成していた。「如斯種々の人間が入込むか故に物言乱雑でありさふであるがさにあらずでは、此社会に入るときは此社会に化せられる、所謂駅夫気質といふ爐中に入りて同じ鋳形に注入せられるのである(中略)此職務といふ事も我社会の為めとか我駅の為めとかいふ精神は皆無であって只己が口を糊する為めに働くのである」(同上、傍点原文のママ).
- (6) 陸軍省『第五回陸軍省統計年報』.
- (7) 『鉄道作業局年報』明治 27 年度.
- (8) 駅夫の人数は明治20年代前半までは統計的に摑むことができないが、日清 戦争後には1500~2000人におよび、官営鉄道内では工夫、工場職工に次ぐ規 樽の労働者集団を形成していた(『鉄道局年報』、『鉄道作業局年報』各年度)。

むすび――結論と展望――

日本の近代化と労資関係という本稿の表題に即して官営鉄道労資関係の 史的構造を整理すれば、結論として次の3点を指摘することができるであ ろう.

第1. 日本の近代化は官営鉄道労働者の内部に〈雇員―傭人〉体制という独特の身分的差別的構造を生み出した. 鉄道という近代的産業が国家資本形態で権力的に移植・創出されたために, 絶対主義的国家機構の身分階統的秩序が労働力の編成形態に影響を及ぼすこととなった. 労働者内部の身分的差別はその意味では, 日本の近代化における資本関係創出の歴史的

特質に規定されたものといえるであろう.

第2. こうした身分的差別的構造を含んだ官営鉄道労働者の等級的編成 (等級賃金体系)は、日本近代化の後進国的特質のために年功的性格を必 然的におびざるをえなかった. 既経験労働力の社会的調達が困難であると いう後進国日本の労働市場状況は、労働市場の内部化=縦断化をうながし、 賃金の年功的構造を生み出すこととなったのである.

第3. 日本の近代化がもたらした官営鉄道労働者内部の差別は、社会的にみれば、厖大な低賃金労働者の堆積と、特権的高賃金労働者の陶冶の2極的構成を示している。大量の前期プロレタリアと、少数ではあるが基軸・・ がな近代的プロレタリアの同時創出、これが日本の原始的蓄積の逸すべからざる一特質である。

以上,結論として指摘した3点が日清戦争後の産業革命の過程でどのように展開したか(変化したか,変化しなかったか)を最後に検討して本稿の締め括りとしたい.

まず〈雇員―傭人〉体制についてであるが、1898年にはノンバーメン(車号掛)、改札方、それに2等級以上のシグナルメン(信号手)・ヤードメン(操車掛)が、また翌99年には保線助手が傭人から雇員に編成替された。その結果、官営鉄道労働者全体に占める雇員の比率は1897年の18.9%から1899年の21.4%に増大した。雇員の特権的性格の稀釈化ともいえるこうした雇員職の増大は、次にのべるように日清戦争後の「鉄道ブーム」による労働市場流動化への一つの経営的対応であった。

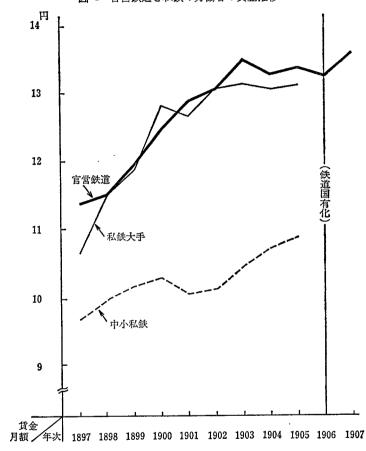
私鉄の設立を中心とした日清戦争後の「鉄道ブーム」は 1897, 98 年にピークに達した。この「鉄道ブーム」は深刻な鉄道労働者不足問題を惹起し、「近来鉄道事業の発達は非常の盛況にして既設線の外現に出願中の各線を合すれば其会社数殆んと百五十余の多きに至り、従て技手、書記、駅長、駅夫、職工の如き鉄道職員の需要日を追ふて増加するに拘はらす適任

の人物なき故各会社とも職員の欠乏を感せさるをなく」という窮状を呈し た、このように鉄道労働者の不足が深刻化するなかで、官営鉄道の傭人職 の一部は.「官営鉄道線に使役する職工の賃金一日五十銭より九十銭迄を 以て通例の定度とせしが鉄道工事の頻繁に伴ひ賃金騰貴せるより動もすれ ば民設の会社に転せんとするの傾向あり」と指摘されているように、私鉄 への移動を活発化した. 傭人職に編成されている官営鉄道工場の労働者も 流動化した。しかし、一部の傭人職の移動・流動化にもかかわらず、雇員 職の労働者は定着性向をつよめていたことに留意しなければならない。図 1は官営鉄道と私鉄の賃金を比較したものであるが, 官営鉄道の賃金は私 鉄大手と同水準にあるものの,中小私鉄の賃金とは明確な格差を形成して いる。このことは、官営鉄道・私鉄大手と中小私鉄との間に賃金の平準化 をもたらすような労働移動が基本的に存在していなかったことを示唆して いる。しかしこのことは逆に、賃金が同水準の官営鉄道と私鉄大手との間 に賃金の平準化をもたらすような活発な労働移動が展開していたことを意 味するわけではない. 図は平均賃金であるから、職種別の賃金が比較検討 されねばならないであろう. 表 13 は、官営鉄道で雇員に編成されている 5つの職種をとりあげ,官営鉄道と私鉄大手日本鉄道の賃金を比較したも のである. 一見して明らかなように、すべての職種で官営鉄道の賃金が日 本鉄道の賃金を上回っている.以上のようにみると,雇員に編成されてい る職種については,官営鉄道と私鉄大手,中小私鉄との間には賃金の平準 化をもたらすような労働移動が基本的に存在せず、したがって、鉄道労働 市場の流動化にはおのずと限界があったとみてよいであろう.

官営鉄道の年功的構造は日清戦争後の「鉄道ブーム」のなかで、傭人職の流動化によって部分的に動揺する一方、雇員職を中心にその企業内封鎖的性格を維持・強化したのである。

〈雇員一傭人〉体制を社会的に反映した官営鉄道労働者の二極的構成は、

図 1 官営鉄道と私鉄の労働者の賃金推移



資料:『鉄道作業局年報』『鉄道局年報』各年度より作成.

注: 賃金は月額. 私鉄大手は明治 36 年基準で払込資本金1,000 万円以上の幹線大鉄道(日本,山陽,九州,関西,北海道炭礦)の平均貸金.

中小私鉄は同1,000万円以下の中小鉄道(北越、南海、阪鶴、甲武、房絵、参宮、青梅、伊予、佐野、川越の10社)の平均賃金。

官鉄は婦人労働者に機関手, 火夫, 有等職工を加えた 貸金. 私鉄は, 建築保線, 運輸, 汽車の三部 局の平均貸金.

明治 30,31,32 年の北炭,同 31,35 年の版鶴は史料の記載の仕方に疑問があるため,計算からはずした。

表 13 官営鉄道と日本鉄道の職種別賃金比較(月額)

(単位:円)

年次 機 以		月手	手 機関助手・火夫 日鉄 官鉄 日鉄		操車掛		信号手		車号掛	
- μν	官鉄	日鉄	官鉄	日鉄	官鉄	日鉄	官鉄	日鉄	官鉄	日鉄
1903	28.6	23.8	16.2	14.9	16.6	?	16.2	?	16.1	?
04	30.7	24.2	15.8	14.6	17.1	?	16.9	?	16.1	?
05	29.9	24.1	15.7	14.5	17.5	14.6	17.3	11.6	16.0	11.1

資料:『鉄道作業局年報』各年度,日本鉄道株式会社『年報』明治38年度,星野替夫「日本鉄道 会社と第十五国立銀行(3)」(『武蔵大学論集』第19巻5,6号)134頁.

注: 官鉄…官営鉄道, 日鉄…日本鉄道。

日清戦争後にも確認することができる。表 14 は横川、軽井沢、長野、直 江津の四つの機関庫の労働者の賃金分布を示したものであるが、傭人職で は列車検査夫と組立工の賃金がやや高いものの,火夫見習,機関車掃除夫, 列車注油夫, 石炭夫, 給水夫, 諸品番は, 長野市男子日傭人夫の賃金 (25 ~30 銭)とほぼ同水準にあり、一方、機関手、火夫の雇員職の賃金はそ の2倍から4倍におよぶ高水準にある.機関庫職工もまた、日傭人夫の劣 悪な賃金水準の規制をうけた低賃金層と、それから大きく乖離した高賃金 層の対極的な2層より構成されていたのである。問題はやや転回するが、 官営鉄道の雇員職に体現されるような近代的高賃金労働者は,この時期の 民間重工業大経営の内部にもはっきりその存在を確認することができる。 さきに指摘した前期プロレタリアと近代的プロレタリアの同時創出という 日本の原始的蓄積の特質をも考慮すれば、重工業労働者の下層社会的位置 を強調し、時代を下るにしたがって、重工業労働者はその位置から離脱し (10)ていくという、史的認識の枠組は、根本的な再検討を要するように思われ る.

表 14 機関庫職工の賃金分布 (1897 年)

	マロー					(10), +)				
	雇員			俳		人				
日給	機関手	火夫	火夫 見習		列 車 検査夫	列 車 注油夫	石炭夫		諸品番	
	^	人	人	36 ^人	٨	人 4	人 10	3 ^人	1 ^人	人
27			6	28						
28						7	9	8	1	
30			39	2		4	2		4	
32					1	2	10	8	1	
34							2	1	1	
35		4								
36					2		1	2		1
38					2		1	1		
40		14			1					1
42					1					
44							1			
45	1	8								
46					1					
48					1					
50		7								
55		8								
60	7									
62										1
64	1				1					
65	5									
70	8									
75	7									_
80	6									1
85	1									
90	2									
100	1									
110	1	_								
計	38	41	45	66	10	17	36	23	8	4

資料: 長野機関庫事務所『通知簿』(明治 30 年 6 月以降, 長野工場蔵) より作成。

注: 横川, 軽井沢, 長野, 直江津各機関庫の職工が中心.

- (1) 『鉄道法規類抄』 1905 年度, 234~235 頁, 鉄道作業局工務部『規程類聚』 1901 年 9 月現行, 710 頁.
- (2) 『鉄道作業局年報』明治 30, 32 年度.
- (3) 鉄道雑誌社『鉄道』第10号(1896年7月27日)41頁.
- (4) 『鉄道』第5号 (1896年6月22日) 39頁.
- (5) 前揭, 西成田論文, 表 2 参照.
- (6) 官営鉄道においては「機関手取締,機関手,有等職工,火夫,車号掛及雇 員扱ノ操車掛,信号手ヲ進退シ其懲戒処分ヲ執行スル事」は鉄道作業局長官 の専決施行事項とされ,その雇用管理は備人と区別されて取扱われた(『鉄 道法規類抄』総則之部,1905年9月現行,191頁).
- (7) 1898年の日本鉄道「機関方」のストライキでは、労働者たちの次の言葉が示すように賃金の官民格差が自覚されていた。「当局者云ふなるへし我会社ハ何年〔事〕も鉄道局ニ習ハさるへからす真に鉄道局に習ふとせハヌ或は少しく喜ふへし鉄道局は拾銭上給なり亦五銭参銭の少額を不云試みに一例を示さん明治二十二年に奉職乃局員(鉄道局の機関手――引用者注)は既に日給九拾銭の機関方たり而て我社の二十二年頃奉職乃人を見られよ漸くにして五拾五銭若くハ六拾銭位ならずや」(『待遇期成大同盟会一ノ関支部記事』1898年4月、『日本労働運動史料』第2巻、東京大学出版会、1963年、37頁)、日本鉄道「機関方」のこうした不満が官営鉄道への移動というかたちでは解消できない労働市場の企業内封鎖的構造に、ここでは注目すべきである。
- (8) 『長野県統計書』による.
- (9) たとえば,三菱長崎造船所の代表的な職種の「本職」(=熟練工)賃金は 1902年現在,鑢子職(日給 71.9 銭),轆轤職(73.3 銭),造罐職(73.7 銭), 鋳物職(77.6 銭),鉄工職(60.5 銭)木工職(68.8 銭)であり(三菱長崎造船所『年報』明治 35 年度),同年の男子日傭人夫賃金 39 銭の 1.5 倍から 2 倍におよぶ高い水準にある.
- (10) たとえば, 兵藤釗『日本における労賃関係の展開』東京大学出版会, 1971 年,参照.